

平成17年12月30日

各 位

三井トラスト・ホールディングス株式会社
中 央 三 井 信 託 銀 行 株 式 会 社

偽造・盗難キャッシュカード被害への対応について

中央三井信託銀行株式会社では、本年8月に公布された「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行なわれる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」を踏まえ、以下の対応を実施することといたします。

1. キャッシュカード規定の改定

上記法律の施行（来年2月）に先駆け、以下の通り、法律の内容を踏まえたキャッシュカード規定の改定を行ないます。

(1) 偽造カード

当社では既に、偽造カードの被害に遭われたお客さまに対して、当社の一定の基準に基づき補償を実施しております。今般、ご本人に故意、あるいは重大な過失があることを当社が証明した場合を除き、偽造カードによる払戻しそのものが無効である旨を規定に明記いたします。

(2) 盗難カード

盗難カードの被害につきましては、①カード盗難に気付いてから速やかに当社にご通知いただくこと、②当社の調査に対しご本人より十分な説明を行なっていただくこと、③警察に被害届を提出していただくことを前提に、原則、通知があった日から30日前の日以降になされた払出しについて補償いたします。なお、ご本人に過失があることを当社が証明した場合の被害補償額は4分の3となります。ただし、これらはカードの盗難から2年を経過する日後にご通知いただいた場合には適用されません。さらに、ご本人に重大な過失がある場合、ご本人の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人または家事使用人によって行なわれた場合、またはご本人が当社に対する被害状況の説明において重要な事項について偽りの説明を行なった場合には被害補償の対象とはなりませんのでご注意ください。

(3) 改 定 日

平成18年1月16日（月）

なお、補償に際しては、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察の通知状況などについて、当社の調査にお客さまのご協力をいただく必要があります。

また、お客さまの「重大な過失」または「過失」となりうる場合については、別紙をご覧ください。

2. お客さまからのお問い合わせについて

被害に遭われた場合は、速やかに下記までご連絡ください。キャッシュカードの使用を停止したうえで、お客さまのお取引店などを通じて、当社よりご連絡させていただきます。

【ご連絡先】

- お客さまのお取引店または他の本支店
…… 平 日 8時50分～17時
- ATMセンター 0120-31-8321
…… 平 日 7時40分～21時
土・日・祝日 8時40分～20時

3. 被害の未然防止策について

(1) ICキャッシュカードの導入について

平成18年3月（予定）にICカードの取り扱いを開始いたします。

(2) ATMの利用限度額

従来の磁気ストライプ型のキャッシュカードにつきましては、ICカード導入と同時に1日あたりのATM利用限度額を200万円から50万円まで引き下げます。なお、お客さまのご要望に応じ利用限度額を0円から200万円の範囲で自由に設定できるサービスもご用意しております。

(3) 覗き見防止策

ATM周辺のセキュリティを強化するため、ATM画面への覗き見防止フィルム、ATM用後方確認ミラーの貼付を実施しております。

(4) 暗証番号管理についての注意喚起

類推しやすい暗証番号の利用を控えていただくため、ATMでの暗証番号変更受付、ポスター掲示、チラシ備置、ATMレシートへの案内文掲載などを行なっております。

(5) 不正取引検知モニタリング

平成17年度内に不審な取引を早期に検知できるモニタリングシステムを導入いたします。

以 上

「重大な過失」または「過失となりうる場合」について

1. 重大な過失となりうる場合

重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合で、典型的な事例は以下のとおりです。

- (1) 他人に暗証番号を知らせた場合
 - (2) 暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
 - (3) 他人にキャッシュカードを渡した場合
 - (4) その他(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
- ※上記(1)および(3)については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行なった場合）などに対して暗証番号を知らせた上でキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

2. 過失となりうる場合

過失となりうる場合の事例は以下のとおりです。

(1) 次の①または②に該当する場合

- ①当社から生年月日などの類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたるお願いをしたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類など（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合
- ②暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

(2) 次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生した場合

①暗証番号の管理

- ア. 当社から生年月日などの類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたるお願いをしたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
- イ. 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合

②キャッシュカードの管理

- ア. キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合
- イ. 酔ていなどにより通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

(3) その他(1)(2)と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以 上